

JPNIC の役員（理事）選任制度に関するアンケート実施の件

会員に対して役員（理事）選任制度に関するアンケートを以下及び別紙にて実施したい。

背景：

今年度 6 月の総会において、会員より

現行の 10 会員から推薦というのは現在の会員数からして多く、推薦を集めるのが困難  
なため減らすべき

理事会推薦に上限（キャップ）をつけるべき

との提案があり、検討することとなりました。

目的：

一会員からの提案ではありますが、制度制定より時間が経っていることもあり、この機会に役員制度の見直しに関して、多くの会員から要望があるかどうかをアンケートにより聴取し、アンケート結果を参考に、対応方針を検討したいと考えます。

方法：

添付のアンケートのフォームで、mail にて実施したいと考えています。

スケジュール：

<スケジュール>

- 1 1 月 4 日 理事会にてアンケートの実施の是非を諮る
- 1 1 月 2 0 日 アンケート実施開始
- 1 2 月 4 日 アンケート実施の場合は、総会にてアンケートの実施の案内を行う
- 1 2 月 1 8 日 アンケート締切り
- 1 月 2 7 日 理事会にてアンケートの結果を踏まえて選任方法の見直しを諮る
- 1 月 下旬 アンケート結果の会員への連絡
- 3 月 1 2 日 総会にて選任方法の見直しを諮るもしくは見直しをしない報告を行う  
( 選任方法を見直す場合は、本年度の役員候補者の届出期間を 11 日間延長して 3 月 1 日から 4 月 1 日までとする )

以上

2009年11月20日  
JPNIC正会員各位

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

### JPNICにおける役員(理事)選任制度に関するアンケートのお願い

平素より当センターには格別のご高配を賜り感謝申し上げます。  
この度、正会員の皆様には役員(理事)選任制度に関するアンケートを実施することに致しました。  
恐れ入りますが、下記の回答方法等をご一読のうえ、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

#### < アンケート実施の趣旨 >

定款により、役員選任方法が定められて12年を経ています。下記1.2.3.の観点から制度が制定され、運用されていますが、この6月の総会の質疑において、会員より「現行の10会員からの推薦というのは現在の会員数からして多く、推薦を集めるのが困難なため減らすべき」「理事会推薦に上限(キャップ)をつけるべき」との提案がありましたので、より多くの会員の皆様の意見を聴取するためにアンケートを実施させていただきたいと思っております。  
ご多忙の中大変に恐縮ではありますが、下記1.2.3.及び別紙のJPNIC選任制度の内容を踏まえた上で、文末フォームにてご回答頂きます様、お願い申し上げます。

1. 別紙のJPNICにおける理事選任の特徴と注釈にもまとめた通り、社団法人のなかでも、他にあまり例がない会員推薦により理事候補になれるなど、開かれた制度となっています。
2. 理事の定数が15名以上20名以内との定款の定めの中、事業を推進するにはしっかりとした運営体制の維持が必要であり、責任を持って、時間を割いて、運営に関わる理事を一定数確保するために、また、同一業界50%以内という指導監督基準をクリアするためにも、実態として、理事会が15名程度役員候補を推薦しております。
3. 理事数(現在17名)については、指導監督基準に則っておりますが、会員数との対比で見ると、1997年設立時会員数約180と比較して、2002年頃のピーク時は約220、現状約160となっています。また、正会員10名の推薦人の意味合いとしては、設立時当時の正会員数を理事の数で割ると約10名であり、定数の理事が全員、正会員の推薦を受けられる数ということになっています。

現行の役員(理事、監事)選任方法は、別紙(PDF)通りです。

---

#### JPNICにおける役員(理事)選任制度に関するアンケートについて

JPNICの役員選任の制度、手順などにつき、忌憚の無いご意見を以下解答欄に記述頂き、ご返信をお願い致します。

##### 1. 回答方法

文末のアンケートフォームに必要事項、回答を記入し、member@nic.ad.jpまでご返信下さい。

##### 2. 回答期限

2009年12月18日(金) 17:00

##### 3. アンケート回答情報の取扱い

アンケートの実施にあたっては、個人情報・企業情報の保護に細心の注意を払います。回答データ、集計結果は後日会員の皆様に報告致します。

##### 【本アンケートに対する問い合わせ先】

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)

総務部 会員担当

メールアドレス member@nic.ad.jp

-----[アンケート回答欄以下をご返信ください]-----

会員番号 :  
会員名 :  
回答者(所属/氏名) :

-----

1. “ 役員選任方法に関する細則 ” 変更の必要性があると思いますか？

必要がある / 必要は無い / その他( )

\* 該当するものを残し、 ” その他 ” の場合は具体的に記述下さい

2. ” 必要がある ” と回答された場合の具体的な中身（ご提案）をご記入ください

3. その他(役員の制度に関し全般)ご意見がありましたらご記入ください

-----

別紙/JPNIC 役員選任制度の内容  
役員選任(社団)に関する各種定め

|                   | 現行(公益法人指導監督基準)  | JPNIC 定款                          | 新制度(08/12/1 施行)            |
|-------------------|---|-----------------------------------|----------------------------|
| 定数(理事)            | なし / 法人の決定次第  | 15名以上20名以内                        | なし                         |
| 選任の会議             | 社員総会  | 社員総会                              | 社員総会                       |
| 任期                | 原則2年  | 2年                                | 原則2年                       |
| 資格の限定             | 定めなし / 法人の決定次第  | 定めなし / 「社員以外」も可                   | 定めなし / 「社員に限る」は可           |
| 推薦及び選任の方法         | 定めなし / 法人の決定次第  | 理事会が推薦する者及び10以上の正会員の推薦を受けた者の中から選任 | 定めなし / 法人の決定次第             |
| 構成の制限<br>*理事現在総数中 | 親族(1/3以下)、特定の企業の関係者(1/3以下)、所管官庁の出身者(1/3以下)、同一の業界の関係者(1/2以下) | 定款等に定めはないものの、左記指導監督基準を尊重しながら運用    | 親族(1/3以下)、同一の団体の関係者(1/3以下) |

**JPNIC の役員選任の特徴及び注釈**

- ・ 会員推薦によって役員候補となれる・会員以外でも役員候補となれる・役員選任の細則をも web 公開している
- ・ 現在の法人格特例民法法人については、従来の公益法人監督基準によるとされている

**【役員選任方法に関する細則】**

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター定款第12条 第1項の規定に基づき、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの役員 の選任方法に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 役員を選任

(理事の選任)

第2条 理事は、理事会が推薦する者及び10以上の正会員の推薦を受けた者の中から選任 する。ただし、一つの正会員の推薦できる候補者は1名とする。

2 前項による候補者の数が定款で定める定数の範囲内の場合、その候補者が理事となる。 ただし、総会において出席正会員の議決総数の過半数の不信があった場合には、理事 となることができない。

3 第1項による候補者の数が定款で定める定数の上限を超える場合は、理事の定数上限連 記の選挙により、理事を選任する。ただし、当選者となるためには、出席正会員の議決 総数の過半数の得票数を得なければならない。この選挙においては累積投票は行わない。

4 前項の信任投票の結果、得票数の同じ候補者がいる場合には、抽選により順位を定める。

5 第2項及び第3項の結果、定数の下限に満たない場合の選任方法は総会で定める。

6 正会員の推薦を受けた候補者になるためには、所定の届出用紙に候補者本人及び候補者 を推薦する10以上の個人正会員もしくは団体正会員の代表者の署名捺印をし、現任の役 員が任期内に迎える最終の会計年度の3月1日から3月31日の間に理事長に提出しなければならない。

(監事の選任)

第3条 監事の選任には、前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは、「監事」と読み替えるものとする。

(欠員及び増員による役員を選任)

第4条(削除)

第4条の二 欠員及び増員により、理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、第2 条及び第3条の規定を準用する。この場合において、第2条第6項の「現任の役員が任期内 に迎える最終の会計年度の3月1日から3月31日の間」とあるのは、「総会開催の通知を行った日から総会開催日の前日まで」と読み替えるものとする。

附則

1 この細則は、当センターの設立許可のあった日から施行する。

附則2

この細則は、1997年5月16日から施行する。